

## V 参考

### 1 価格転嫁

#### <農林水産省の動き>

##### 適正な価格形成に関する協議会

農林水産省は、持続可能な食料供給の実現に向けて、課題の分析を行いつつ、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するための協議の場として、「適正な価格形成に関する協議会」を設置、開催している。

協議会の下に、各品目の課題の分析及び適正取引が推進される仕組みの構築を検討するための協議の場として、飲用牛乳、豆腐・納豆、米、野菜の各品目について、それぞれワーキンググループを開催している。

【農林水産省：適正な価格形成に関する協議会】

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kakaku\\_keisei/imdex.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kakaku_keisei/imdex.html)

#### <公正取引委員会の動き>

##### a. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(以下本章 a、b において、労務費転嫁交渉指針という。)

内閣官房及び公正取引委員会は、「特別調査(後記 b の「令和 5 年度調査」をいう。)」の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめ、令和 5 年 11 月 29 日に公表した。

##### <本指針の性格>

- ・ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針
- ・ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要
- ・ 本指針に記載の 12 の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記
- ・ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨記載

##### 1. 発注者として採るべき行動/求められる行動

- ① 本社（経営トップ）の関与
- ② 発注者側からの定期的な協議の実施
- ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

##### 2. 受注者として採るべき行動/求められる行動

- ① 相談窓口の活用
- ② 根拠とする資料
- ③ 値上げ要請のタイミング
- ④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

### 3. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ① 定期的なコミュニケーション
- ② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

【内閣官房、公正取引委員会：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針】

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

#### b. 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策である「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日 内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）に基づく取組の一環として、令和4年1月26日に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正するとともに、令和4年2月16日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&A（以下「独占禁止法 Q&A」という。）に、下記①又は②に該当する行為（以下「独占禁止法 Q&A に該当する行為」という。）が、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

その後、独占禁止法 Q&A に該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等を把握するため、令和4年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」を、令和5年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年度調査」という。）を実施した。

令和6年度においては、労務費転嫁交渉指針に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するとともに、引き続き独占禁止法 Q&A に該当する行為が疑われる事案に関する実態等を把握するため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度調査」という。）を実施し、その結果を取りまとめた。

令和6年度調査の結果の概要は以下のとおり。

1. 令和6年度調査では、労務費転嫁交渉指針の公表から約半年が経過した時点における労務費転嫁交渉指針の認知度は約50%であったところ、労務費の上昇を理由に価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた受注者の割合は、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の方が知らなかった者よりも高い結果となった。
2. 令和6年度調査では、令和5年度調査と比較して、各サプライチェーンの各取引段階において、価格転嫁を要請した商品・サービスの数の7割以上の価格転嫁が認められた割合が上昇した。特に、サービス業のサプライチェーンでは、サービス提供者（元請）から三次受注者までの各取引段階において15ポイント以上上昇するなど、コスト構造に占める労務費の割合が高いサービス業において、令和5年度調査では低調であった価格転嫁に改善がみられた。他方で、サービス提供者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となる、サービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況もうかがわれた。

3. 令和6年度調査では、回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合が、令和5年度調査と比較して、通常調査では1.4ポイント、注意喚起文書の送付対象者に対するフォローアップ調査では2.7ポイント減少し、緩やかではあるものの価格転嫁円滑化の取組が引き続き進んでいると考えられる結果となった。
4. 事業者名公表10名は、フォローアップ調査の期間中における価格転嫁円滑化の取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めており、相当数の受注者との間で協議を経ずに取引価格を据え置いている状況は解消していると認められる。

【優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方】

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>

【(令和6年12月16日)「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について】

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216\\_tokubetucyosakekka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html)

### c. 企業取引研究会

公正取引委員会及び中小企業庁は、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、令和6年7月以降、「企業取引研究会」を計6回開催した。また、同研究会における議論を経て、「企業取引研究会報告書」を取りまとめ、同年12月25日に公表した。

【(令和6年12月25日)「企業取引研究会報告書」に対する意見募集について】

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225\\_kigyotorihiki\\_repot.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225_kigyotorihiki_repot.html)

### <中小企業庁の動き>

中小企業が原材料費、エネルギーコスト、労務費の上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整備するため、令和3年9月から、9月と3月の年2回を「価格交渉促進月間」と定め、価格交渉及び価格転嫁の促進に取り組んでいる。具体的には、約1,700の業界団体を通じて、親事業者に価格転嫁への積極的な対応を要請している。さらに「月間」後には、その実効性をあげるため、中小企業30万社に対するアンケート調査や、下請Gメンによるヒアリングなどのフォローアップ調査を実施し、価格交渉及び価格転嫁についての状況を調査している。これらの結果は、

- ① 業界ごとの「価格転嫁率」や「価格交渉の状況」に関するランキングの算出・公表
- ② 「受注側中小企業10社以上から主要な取引先として挙げられた発注側企業の価格交渉・価格転嫁状況のリスト」の公表
- ③ 価格交渉と価格転嫁の状況の芳しくない親事業者に対する「指導・助言」の実施（下請中小企業振興法に基づき実施）

など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組に活用している。

こうした価格転嫁や取引適正化を推進するものとして、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準である振興基準（下請中小企業振興法第3条第1項）の改定も行っている。令和5年度には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房・公正取引委員会）」が取りまとめられたこと等を受け、価格交渉の現場において本指針の活用を促進することや、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合に、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すことに関して、振興基準の改定を行った。令和6年度には、支払手段の関連で約束手形等の支払サイトを60日以内とすることの徹底や、下請法で禁止する買いたたきの解釈を明確にする旨について、振興基準の改定を行っている。

さらに、中小企業庁では、中小企業に取引実態をヒアリングする下請Gメン（取引調査員）を全国に配置し、業界ごとの取引実態の把握に努めている。下請Gメンについては、令和6年4月からは330名へと体制強化を行っており、下請Gメンが把握・分析した業種特有の課題については、各業界団体の自主行動計画の改定等に反映するよう要請し、取引適正化のプロセスの体系化・強化に繋げていくこととしている。

その他に、サプライチェーン全体の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数拡大と宣言の実効性向上に取り組んでいる。

【中小企業庁：価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果について】

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result\\_01.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_01.pdf)

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result\\_02.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_02.pdf)

【中小企業庁：下請Gメンによるヒアリング等調査結果の御報告】

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/021/dl/003.pdf>

【中小企業庁：振興基準】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

【内閣府、中小企業庁、農林水産省等：パートナーシップ構築宣言】

<https://www.biz-partnership.jp/>

## 2 物流

### <政府の動き>

最近の物流に関する政府の主な取組をいくつか例示すると下図のとおり。

農林水産省	経済産業省	国土交通省
「ホワイト物流」推進運動		
総合物流施策大綱（2021～2025年度）		
2021年10月～ フィジカルインターネット実現会議		
2022年9月～2023年6月 持続可能な物流の実現に向けた検討会		
2023年3月31日 第1回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議		
2023年6月2日 第2回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 「物流革新に向けた政策パッケージ」		
2023年6月2日 「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」 業界・分野別に「自主行動計画」の作成を呼びかけ		
2023年10月6日 第3回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 「物流革新緊急パッケージ」		
2023年12月～ 農林水産省物流対策本部		
2024年1月～ 農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース		
2024年2月16日 第4回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（持ち回り） 「2030年度に向けた中長期計画」		
		2024年3月22日 新たな「標準的な運賃」を告示
2024年4月26日 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」 成立（5月15日公布）		
2024年6月28日 官民物流標準化懇談会 バレット標準化推進分科会 「最終取りまとめ」		
2024年6月28日～ 交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・ 食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会合同会議		
2024年7月25日 第5回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 「物流革新に向けた政策パッケージ」の進捗状況と今後の対応		
		2024年11月 トラック・物流Gメン体制強化
2024年3月14日 第6回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 「2030年度に向けた政府の中長期計画」の進捗状況と次期「総合物流施策大綱」の策定に向けた対応 下請法改正法案		
2025年4月1日 「物資の流通の効率化に関する法律」一部施行		

【内閣官房：我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議】

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu\\_kakushin/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/index.html)

【農林水産省：農林水産省物流対策本部、農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/buturyu.html>

## <物流の2024年問題について>

トラックドライバーの長時間労働是正のため、2024年4月から自動車運転者に時間外労働の上限規制（年960時間）が適用され、物流効率化に取り組みなかった場合、労働力不足による物流需給がさらにひっ迫するおそれがあり、その結果、輸送能力不足がさらに深刻化する可能性がある。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、自動車運転者について、その業務の特性を踏まえ、一律に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間等の基準を定めたものであり、上記の時間外労働の上限規制を受け、2022年12月に改正され、2024年4月から新たな基準が適用された。具体的には、年間の拘束時間を3,300時間（原則）、1か月の拘束時間を284時間（原則）、1日の休息期間について継続11時間以上を基本とし、9時間を下限とするなどである。

### ○ 労働基準法の改正

法律・内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
時間外労働の上限規制 (年720時間)の適用 【一原則】		大企業 に適用	中小企業 に適用				
時間外労働の上限規制 (年960時間)の適用 【自動車運転業務】							適用
月60時間超の時間外労働 増進金引き上げ (25%→50%)の 中小企業への適用							適用

  

	2024年3月まで	2024年4月以降
時間外労働規制 (労働基準法)	なし	960時間 (原則、年720時間)

### ○ 改善基準告示の改正

	2024年3月まで	2024年4月以降 (原則)
年間拘束時間	3,516時間	3,300時間
1ヶ月の拘束時間	293時間	284時間
1日の拘束時間	13時間	13時間
休息時間	連続8時間以上	連続11時間を基本とし、 9時間下限

### ○ 「物流の2024年問題」の影響により 不足する輸送能力試算 (NX総合研究所)

2030年度に不足する輸送能力の割合 (不足する営業用トラックの輸送トン数)	<b>34.1% (9.4億トン)</b>
---	-----------------------

※コロナ前の2019年比

## <自主行動計画>

2023年6月2日に決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、業界・分野別に、物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を団体・事業者が作成、政府として公表している。

## 10. 農産物・食品分野における「自主行動計画」の策定状況

- ・ 農産物・食品等分野では**70以上の団体・事業者が「自主行動計画」を策定**（令和7年3月時点）。
- ・ **製・配・販が協調**して物流の負荷軽減に取り組み。

業種・分野	自主行動計画の作成団体	自主行動計画の記載例
農業等 (17)	全国農業協同組合連合会、水戸心農業協同組合連合会、協同組合日本飼料工業会、南池田地域農業協同組合、あさひ農業協同組合、熊本県農業協同組合連合会、一般社団法人中央酪農会議、青北町農業協同組合、玉名農業協同組合、全道産物肥料工業会、日本肥料アンテナ協会、熊本県経済産業協同組合連合会、八代地域農業協同組合、熊本農業協同組合、鹿児島県経済産業協同組合連合会、松山中央市場、球磨地域農業協同組合、一般社団法人日本花き生産協会	① 荷役時間の削減に向け、果実物・花き等、品目別のガイドラインに従って、標準仕様パレットの活用。 (JA全農など)
食品製造業 (46)	一般社団法人日本肉類食品工業協会、一般社団法人日本肉工業会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、一般社団法人全国包装米販協会、食品物流工業推進会議 (SBM) (味の素株式会社、カゴメ株式会社、キッコーマン食品株式会社、キユーピー株式会社、日清オイログループ株式会社、株式会社日清製粉グループ、パル食品株式会社、株式会社 M i z k a n)、日本ビート糖業協会、日本スター・糖化工業会、一般社団法人日本冷凍食品協会、三和糖業株式会社、宝酒造株式会社、藤島酒造株式会社、全日本菓子協会、全日本糖化工業会、精糖工業会、株式会社ロッテ、一般社団法人日本乳業協会、VFM建設株式会社、豊田製菓株式会社、一般社団法人日本糖業協会、日清オイログループ株式会社、株式会社トイリス、株式会社ブルボン、アサヒ飲料株式会社、キリンビバレッジ株式会社、サントリーホールディングス株式会社、サントリー株式会社、サントリー食品インターナショナル株式会社、株式会社伊藤園、一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般社団法人日本冷凍めん協会、ビール酒造協会、アサヒビール株式会社、オオムネビール株式会社、キリンビール株式会社、サッポロビール株式会社、森永製菓株式会社、乳大食品株式会社、ポカリスエット株式会社、不二製菓株式会社、不二製菓株式会社、タイマーリズ株式会社、カルビー株式会社、株式会社ツルギ、MILKON株式会社、株式会社不二家、昭和堂製菓株式会社、日本マーガリン工業会、株式会社ニッレイカース、江崎グリコ株式会社	② 納品リードタイムを延長することで効率的な配送計画を実現。加工食品の小売店舗への納品限度について、原則1/2ルール。 (日本ハム・ソーセージ工業協同組合、日本加工食品卸協会など)
食品卸売業 (11)	日本花き卸売市場協会、一般社団法人日本外食流通協会、一般社団法人日本加工食品卸協会、全国中央市場青果卸売協会、株式会社神明、木渾神理株式会社、一般社団法人日本給食品連合会、全国給食事業協同組合連合会、全国青果卸売協同組合連合会、一般社団法人全国水産卸協会、公益社団法人日本食肉市場卸売協会	③ 他の荷主との車両の相互活用や積合せ輸送など共同輸配送を推進し、積載率を向上。 (食品物流未来推進会議 (SBM) など)
食品小売業 (3)	オール日本スーパーマーケット協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、一般社団法人日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本生活協同組合連合会	④ 「事前出荷情報」データをあらかじめ送信することにより、検品レスを実現。電子システム (EDI) による受発注を推進し、作業を効率化。 (日本加工食品卸協会など)

【内閣官房：自主行動計画】

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu\\_kakushin/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/index.html)

## <規制的措置の法制化>

### 規制的措置の法制化（物流効率化法等の改正、令和6年4月26日成立、5月15日公布）

<b>背景・必要性</b>	<p>○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「<b>2024年問題</b>」に直面。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。</li> <li>・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、高慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。</li> <li>○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。</li> </ul> <p>→以下の施策を講じることにより、<b>物流の持続的成長</b>を図ることが必要。</p>
<b>法案の概要</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p><b>1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置</b> <span style="float: right;">【流通業務総合効率化法】</span></p> <p>○①<b>荷主</b><sup>＊1</sup>（発荷主・着荷主）、②<b>物流事業者</b>（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために<b>取り組むべき措置</b>について努力義務を課し、当該措置について国が<b>判断基準</b>を策定。</p> <p><sup>＊1</sup>元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、サプライチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。</p> <p>○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき<b>指導・助言、調査・公表</b>を実施。</p> <p>○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、<b>中長期計画の作成や定期報告</b>等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、<b>勧告・命令</b>を実施。</p> <p>○特定事業者のうち荷主には<b>物流統括管理者の選任</b>を義務付け。</p> <p>※法律の名称を変更。 ※鉄道建設・運輸施設整備業務の認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。（予算）</p> <p><b>2. トラック事業者の取引に対する規制的措置</b> <span style="float: right;">【貨物自動車運送事業法】</span></p> <p>○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した<b>実運送体制管理簿の作成</b>を義務付け。</p> <p>○<b>運送契約の締結</b>等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した<b>書面による交付</b>等を義務付け。</p> <p>○他の事業者の<b>運送の利用（＝下請に出す行為）の適正化</b>について努力義務<sup>＊2</sup>を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する<b>管理規程の作成、責任者の選任</b>を義務付け。<sup>＊2</sup>下請関係に入る利用者が事業者でも適用。</p> <p><b>3. 軽トラック事業者に対する規制的措置</b> <span style="float: right;">【貨物自動車運送事業法】</span></p> <p>○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の取組を担保するための<b>管理者選任と講習受講</b>、②国交大臣への<b>事故報告</b>を義務付け。</p> <p>○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。</p> </div> <div style="width: 35%;">  <p>現状 100%</p> <p>2024年 114%</p> <p>2030年 134%</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【目標・効果】物流の持続的成長</p> <p>【KPI】施行後3年で（2019年度比）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○荷待ち・荷役時間の削減 年間125時間/人削減</li> <li>○積載率向上による輸送能力の増加 16パーセント増加</li> </ul> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【荷主等が取り組むべき措置の例】&lt;パレットの導入&gt;</p>  <p>バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業</p> <p>パレットの利用による荷役時間の短縮</p> </div>

## <改正物流効率化法の規制的措置の施行に向けた検討>

国土交通省、経済産業省及び農林水産省は、2024年5月15日に公布された改正物流効率化法の荷主・物流事業者等に対する規制的措置の施行に向けた検討を行うため、同年6月28日から交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会合同会議を開催。

基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等の内容について計4回の議論を経て同年11月27日に取りまとめを公表。

## 新物効法の施行に向けた合同会議取りまとめのポイント

### 本合同会議の開催趣旨

- 新物効法の施行**に向けて、**国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議**※を開催し、国が定める**基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準**等の具体的な内容を審議の上、令和6年11月に**取りまとめ**。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

### 基本方針のポイント

#### (1) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

#### (2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

・ 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



#### (3) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し、荷主・物流事業者等が講ずべき措置

・ 積載効率の向上等・荷待ち時間の短縮・荷役等時間の短縮

#### (4) 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

- ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進
- ・ 「送料無料」表示の見直し
- ・ 返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

#### (5) その他トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に必要な事項

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提事項

（トラック輸送状況の実態調査(R2)より）

<改正物流効率化法の規制的措置の施行に向けた検討（続き）>

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

○すべての荷主（発荷主、着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部）、物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準・解説書を策定。

<p><b>① 積載効率の向上等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同輸配送や帰り荷の確保</li> <li>適切なリードタイムの確保</li> <li>発送量・納入量の適正化 等</li> </ul>  <p>地域における配送の共同化</p>	<p><b>② 荷待ち時間の短縮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トラック予約受付システムの導入</li> <li>混雑時間を回避した日時指定 等</li> </ul>  <p>トラック予約受付システムの導入</p>	<p><b>③ 荷役等時間の短縮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パレット等の輸送用器具の導入</li> <li>タグ等の導入による検品の効率化</li> <li>フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等</li> </ul>  <p>パレットの利用や検品の効率化</p>
--	--	--

特定事業者の指定基準等のポイント

○全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるような基準値を設定。

<p><b>特定荷主・特定連鎖化事業者</b> 取扱貨物の重量 9万トン以上 (上位3,200社程度)</p>	<p><b>特定倉庫業者</b> 貨物の保管量 70万トン以上 (上位70社程度)</p>	<p><b>特定貨物自動車運送事業者等</b> 保有車両台数 150台以上 (上位790社程度)</p>
---	---	--

○**物流統括管理者（CLO）**は、**事業運営上の重要な決定に参画**する管理的地位にある**役員等から選任**。

<改正物流効率化法のスケジュール（想定）>

今後のスケジュール（想定）

➤ 2024年5月15日	物流改正法 公布
➤ <b>2024年6月28日</b>	<b>第1回合同会議</b> （規制的措置の施行に向けた検討を開始）
➤ 2024年7月以降	事務局にて各種業界団体と意見交換
➤ <b>2024年8月26日</b>	<b>第2回合同会議</b> （取りまとめ素案の提示や業界ヒアリング 等）
➤ <b>2024年9月26日</b>	<b>第3回合同会議</b> （取りまとめ案の審議（書面開催））
➤ <b>2024年9月27日～ 10月26日</b>	<b>パブリックコメント</b> （意見提出件数 875件）
➤ <b>2024年11月11日</b>	<b>第4回合同会議</b> （パブリックコメントを踏まえた取りまとめ案の審議）
➤ <b>2024年11月27日</b>	<b>合同会議取りまとめ</b> を策定・公表
➤ <b>2025年4月1日</b>	<p><b>法律の施行①</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 基本方針</li> <li>- 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準</li> <li>- 判断基準に関する調査・公表 等</li> </ul>
➤ <b>2026年4月（想定）</b>	<p><b>法律の施行②</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特定事業者の指定</li> <li>- 中長期計画の提出・定期報告</li> <li>- 物流統括管理者（CLO）の選任 等</li> </ul>

### 3 適正取引

#### a. 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン

「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は小売業者と仲卸業者等との間に交渉力の差がある中で、仲卸業者等から「小売業者との間における生鮮食料品等の取引において適正化を図るべき事例が存在しているのではないか」との意見が出されたことを踏まえ、卸売市場関係者を対象に食品等流通調査を実施。

調査の結果、不当な返品など独占禁止法等の観点から問題となり得る事例が明らかになったことから、食品等流通法に基づく措置として本ガイドラインを策定し、令和6年3月27日に公表。同日、卸売市場関係団体及び小売団体に周知し、本ガイドラインに留意した取引を積極的に実践するよう小売団体を通じて依頼。

[https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/240327\\_26.html](https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/240327_26.html)

<p><b>小売業者から仲卸業者等への不当な返品</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の品質が悪いとの理由で全部返品された。</li> <li>バーコードを貼って陳列してから返品された。</li> <li>納品して1週間後に品質が悪いと返品された。</li> </ul> <p>生鮮品を1週間も経過して返品なんて…</p> <p>事前に条件を決めて合意していると安心！</p> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傷んだ品だけ除去して販売してもらった。</li> <li>返品前に必ず写真を送信してもらうことで改善した。</li> <li>店舗担当者でなく、本社バイヤーに相談して改善してもらった。</li> <li>申出期限など返品条件を書面で事前に交わした。</li> </ul>	<p><b>寄せのための納品価格の不当な引き下げ</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セール時に一律で半額に値引きを要請された。</li> <li>別の取引先の価格を引き合いに値下げを一方的に要求された。</li> </ul> <p>絶対赤字でも取引を続けるには仕方ない…</p> <p>赤字なのでその価格では取引できません！</p> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納価割れ販売の実態を説明し、納得を得た。</li> <li>安売りばかりする小売業者との取引を見直した。</li> </ul>	<p><b>物流費、エネルギーコスト等上昇時の取引価格の一方的な決定</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労務費、物流費等の高騰で資料に基づいた値上げ要請をしたが、販売価格を一方的に据え置かれた。</li> <li>季節商品の値上げ要請をしたが、すぐ取り合ってもらえず、時期が経ってしまった。</li> </ul> <p>データに基づいた協議で合意になりました！</p> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>価格上昇を数字に基づいて説明し、取引価格の上昇につながった。</li> <li>物流費等の上昇を継続的に交渉し、価格改定につながった。</li> </ul> <p>※「労務費の適切な払戻のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣府等・公正取引委員会）」により、公正競争である小売業者には、定期的な労務費の転嫁について協議する場を設け、協議することが求められている。また、公正取引委員会は、「よくある異議コーナ―（禁止禁止）」ののちら及び「下請け金全額返還等禁止法に関する運用基準」で、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従前から取り戻せる額を算入することは、独占禁止法上の差別的取扱いの適用又は下請け法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることを明確化している。</p>
<p><b>説明のない協賛金(リポート)の負担の要請</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協賛金、物流費など使途不明で算定根拠を全く説明されない。</li> <li>新事業のため会費を支払うよう要求され、断ると取引を打ち切られた。</li> </ul> <p>社内ルールや書面合意を怠らない根拠に！</p> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分に協議し、算定根拠とともに協賛金を決定し、書面合意する。</li> <li>一方的な要請には応じないよう社内ルールを決めている。</li> </ul>	<p><b>一方的な物流センター使用料(センターフィー)等の負担の要請</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>明確な説明がないままセンターフィーの設定料率を上げられた。</li> </ul> <p>商標・労務費・利益・センターフィー等の取引条件</p> <p>センターフィー分まで商品原価に組み込むことで損失なし！</p> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採算が合わない場合はセンターフィーの改定を申し込んでいる。</li> <li>センターフィーは商品原価に組み込む形で交渉し、実質値下げには応じない。直接店舗配送の効率性をデータで説明し、センター経由と使い分けしている。</li> </ul>	<p><b>受発注に関するシステム使用料等の過度な徴収</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者から取引を開始する条件として、仲卸業者等の利益となることが示されることなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められる。</li> </ul> <p>説明を受けて双方合意した内容だけ対応します！</p> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム使用料に関し、取引開始段階で双方合意した内容のみ対応している。</li> <li>システム使用料と取引高を比較検討し、不利益になる場合には取引自体を断った。</li> </ul>
<p><b>物の購入強制</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>恵方巻などシーズンイベントごとに商品購入の催促があり、達成できない場合、取引商品を外すなど報復があるように匂わせてくる。</li> </ul> <p>今後の取引を断られそうで購入してしまいました…</p> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者が一方的な斡旋をなくし、仲卸業者等側から希望があった場合に限り購入を案内している。</li> </ul>	<p><b>従業員の派遣や役務の提供の過度な要請</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者の新規開店の際、従業員の派遣や人件費の負担を要請された。</li> <li>新規開店の際、バックヤードで寿司を作るよう要請された。</li> </ul> <p>従業員派遣に人件費負担なんてあんまりだ…</p> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者は仲卸業者等に対し取引商品の販売業務に係る応援要請をした際、当該応援要請を受けられるかについて、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用を支払うこととうえで、曜日を選択などを十分に協議した上で決定した。</li> </ul>	<p><b>十分に説明のない取引条件の変更等</b></p> <p>×【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新店舗へ急速サービスで配送するよう依頼された。</li> <li>色むらや突然指摘され、商品価格を引き下げられた。</li> <li>いつもと産地が異なるだけで返品になった。</li> </ul> <p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品の条件や配送のパターンを明確にし、合意内容を書面で交わした。</li> </ul>

## b. 食品製造事業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン

令和3年12月に策定された「食品製造事業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」は、食品製造業者と小売業者との取引関係において問題となり得る事例を提示し、できるだけわかりやすい形で独占禁止法や下請法の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止することを目的としている。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>

<p><b>原材料価格等の上昇時の取引価格改定</b></p> <p>＜問題となり得る事例＞</p> <p>× 大幅な原材料価格高騰に当たり、資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方向的に据え置かれた。</p> <p>↓</p> <p>こんなにコストが上がっているのに…。作れば作るほど、赤字…。</p> <p>＜望ましい取引事例＞</p> <p>○ 原材料価格の大幅な変動に当たり、製品の原材料比率などの根拠を示して交渉した結果、価格転嫁が認められた。</p> <p>〔※ 加えて、あらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。〕</p>	<p><b>短納期での発注、発注キャンセル</b></p> <p>＜問題となり得る事例＞</p> <p>× PB※商品製造について、リードタイムが短く無理な注文に応えることが余儀なくされている。結果として見込生産による余剰が発生。</p> <p>※ PB商品：プライベート・ブランド商品</p> <p>↓</p> <p>明日朝までに、〇〇ケース頼むよ！</p> <p>＜望ましい取引事例＞</p> <p>○ 小売業者と緊密に連絡を取り合い、リードタイムや予定数量などについて打ち合わせを行うことで生産量を調整し、廃棄処分が減少した。</p>
<p><b>合理的な根拠のない価格決定</b></p> <p>＜問題となり得る事例＞</p> <p>× 小売業者の特売期間に対応した通常より大幅に低い価格を、特売期間終了後も継続を求められ、一方向的にその価格を押し付けられた。</p> <p>↓</p> <p>毎日お買い得</p> <p>値段据え置き</p> <p>＜望ましい取引事例＞</p> <p>○ 原価、物流費等の内訳を基に価格決定し、合意内容をあらかじめ書面で取り交わした。</p>	<p><b>客寄せのための納品価格の不当な引下げ</b></p> <p>＜問題となり得る事例＞</p> <p>× 小売業者Aが、納品価格を下回る価格で商品を販売※。別の小売業者Bから、これを引き合いに、同種の商品の納品価格を引き下げよう一方向的に要求され、断ることができない。</p> <p>※納価割れ販売を継続的に行い、他の事業者の活動を困難にするおそれがある場合は、独占禁止法上の「不当廉売」となります。</p> <p>↓</p> <p>毎日特別価格</p> <p>＜望ましい取引事例＞</p> <p>○ 小売業者Aに対して、恒常的な納価割れ販売は問題であることを説明し、改善された。</p> <p>○ 小売業者Bに対して、小売業者Aによる納価割れ販売の実態を説明することで、取引価格を維持することで合意した。</p>

## 4 環境配慮

### <プラスチック資源循環に係る国内外の動き>

#### a. プラスチック汚染に関する条約

2019年に開催されたG20大阪サミットにおいて、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有された。

2022年の第5回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2)において、「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)」策定のための政府間交渉委員会(INC)が設立され、2024年末までの作業完了を目指すことを決議。生産から廃棄物管理に至るライフサイクル全体を対象として、2024年末までに5度の交渉が行われたが、合意には至らず、今後、再開会合においても交渉を継続することとしている。

#### b. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

2022年4月に、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。事業者に対して、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制や、政令で定める特定プラスチック使用製品12製品(フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー等)について対象業種の事業者に対して、使用の合理化(提供方法の工夫、提供する製品の工夫)等の取組を求めている。

#### c. E U 包装・包装廃棄物規則 (PPWR: Packaging and Packaging Waste Regulation)

容器包装のリサイクル、リユースの促進や包装廃棄物の削減を目的として、食品に限らず全ての包装及び包装廃棄物を対象として、7つの持続可能性要件(リサイクル可能な包装であること、リサイクル材の最低含有割合等)を定めた。当該要件を満たさない包装については、輸入品を含めて上市を禁止し、事業者に対しては、本規則に従って作成する技術文書で要件への適合の実証や、自己の責任で要件適合を保証・宣言(EU適合宣誓書)することなどについて義務を課すものとなっている。同規則は、2024年12月16日に欧州理事会で採択され、2025年2月11日に発効し、個別に適用時期が定められた規定を除き、その18ヶ月後(2026年8月12日)から適用される予定。主な持続可能性要件については、今後策定される下位規則により詳細が決定され、2030年から適用される見込みとなっている。

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)の普及啓発ページ】

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

【輸出先国における容器・包装に関する規制】

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_process/k\\_packaging.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/k_packaging.html)

【EUR-Lex (EU法データベース) : Regulation (EU) 2025/40】

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj/eng>

## <食品ロス削減・食品リサイクル>

### a. 食品リサイクル法の省令及び基本方針の見直し

農林水産省は、食品寄附、食品リサイクルの取組を推進するために、令和7年3月に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の省令及び基本方針を改正した。

省令の改正では、食品ロスの発生抑制に向け、「未利用食品等まだ食べることができる食品の提供」や「未利用食品の提供量等の情報提供」を努力義務として規定した。

現行の削減目標（2030年度までに2000年度比で半減（273万トン））は、2022年度（236万トン）に達成したことから、基本方針改正において、2000年度比で2030年度までに60%削減（219万トン）する目標を新たに設定した。新たな目標の達成には、食品関連事業者の取組だけでなく、消費者の食品ロス削減への理解や取組が鍵となっている。食品ロスの発生量が多い工程等において、国・自治体・食品関連事業者・消費者が連携して、サプライチェーン全体で効果的な取組を強化する必要がある。また、基本方針改正において、再生利用等実施率の目標値を見直すとともに再生利用等実施率向上のための取組を行うよう規定したほか、食品関連事業者に対して、判断基準省令に従って計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組むよう規定した。

### b. 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について、令和7年3月に変更の閣議決定が行われた。

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については「a. 食品リサイクル法の省令及び基本方針の見直し」のとおり。



### c. 食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～

令和5年12月に政府が取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」において、未利用食品等の提供（食品寄附）促進のため、食品寄附に関するガイドラインについて、官民で協力して検討し、作成することとされた。

これに基づき、関係省庁の協力を得て消費者庁が事務局を担う「食品寄附等に関する官民協議会」にて、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者が遵守すべき事項を示した「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」が令和6年12月に策定された。

### 食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（概要）

#### 1. 背景・目的

- 食品ロスを削減するためには、未利用食品の有効活用（食品寄附）の促進が重要とされるところ、食品寄附に関わる各主体の情報不足、信頼性・透明性を高めるための仕組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性などが指摘されている。
- 令和5年12月、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされた。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて作成。

#### 2. ガイドラインの対象範囲

①食品寄附者（事業者）、②ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤子ども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定。

```

graph LR
    A[食品寄附者] --> B[中間支援組織]
    subgraph B
        B1[フードバンク]
        B2[ファシリテーター]
    end
    B --> C[直接支援組織]
    subgraph C
        C1[フードパントリー等]
        C2[子ども食堂等]
    end
    C --> D[最終受給者]
    
```

#### 3. ガイドラインの具体的な遵守事項の整理

- 法令事項**：法令上各宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項（※）
- 必要事項**：食品寄附の信頼性向上等の観点からガイドラインとして必要と考える事項
- 推奨事項**：取り組むことが望ましい事項

※ 食品衛生法、食品表示法、個人情報保護法

#### 4. ガイドラインの具体的な内容

※ 各主体ごとに各章で記載

- 提供元・提供先における合意事項**：提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）、品質確保・管理、販売禁止、事故時の対応等
- 安全面等の管理**：食品の品質・衛生管理（必要な設備の設置等）、受取・輸配送時の検品（期限表示・破損等の確認等）、施設の衛生管理（清掃等）等
- 提供時の注意**：衛生上の取組（保冷剤の提供等）、食品表示情報の伝達と管理等
- トレーサビリティ**：記録の作成・保存（名称、数量、期限、アレルギー、入荷年月日、寄附者・提供先の名称等）
- 事故時の対応**：保険の加入（保険分科会においては、主にフードバンク向けの損害賠償保険の在り方を、子ども食堂等については、既存のボランティア用保険の活用について議論）、記録を踏まえた連絡等
- 財務管理・情報開示**：損金算入、実績報告等

※ 参考資料として、各種ひな形（フードバンク・子ども食堂等間の合意書、子ども食堂等から最終受給者への説明事項等）、必要事項を抽出したチェックリスト等を添付

#### d. 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～

食品ロス削減のためには、まずは消費者が食べることが重要であるが、食べ残してしまったものの持ち帰りも1つの有効な方法である。そこで、令和5年12月に政府が取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に即して、食品ロスの削減の取組として、消費者庁、厚生労働省は、令和6年12月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」を策定し、事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項を整理するとともに、消費者に求められる行動について整理。

### 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～（概要）

#### 1. 背景・目的

- SDGsにおいて食品ロス削減に関する国際目標が設定され、我が国においても2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという政府目標を設定。令和5年末には、当該目標の確実な達成に向けて「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を策定。
- 中でも、レストラン・ホテル等の外食産業における主たる食品ロスの原因である顧客の食べ残しについて、その持ち帰り促進を図ることが有効な方策。しかしながら、**食べ残しの持ち帰りについて合意することについての法的責任関係が不明瞭である上、持ち帰りに伴う法的・衛生的な責任を高いハードルとして感じる事業者が相当数いることが課題。**
- そこで、法律面・衛生面でのリスクの低減を図ることで、**事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項を整理するとともに、消費者に求められる行動について整理。**

#### 2. 対象

一般食堂等、業として食事の調理・販売を行う者（学校・病院等を除く）が、特定の場所で顧客に飲食させることを前提に食事の提供をしたものの、顧客が当該場所では食べきれずに当該場所以外の場に持ち出す飲食物。

#### 3. 基本的な考え方

食品ロス削減のためには、**まずは消費者が食べることが重要であるが、食べ残してしまったものの持ち帰りも1つの有効な方法。**その際には、**事業者が消費者に一定の注意事項の説明等を行うとともに、消費者も自己責任の下に持ち帰りに行うこと、事業者及び消費者双方の協力と理解のもと、本ガイドラインを参考に持ち帰りの取組を促進し、双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容を期待。**

#### 4. 事業者が民事上又は衛生上留意すべき事項

- 持ち帰りの際の事業者による一定の注意喚起等の実施**  
民事の観点から、飲食店等において、安心・安全な持ち帰りを推進すべく、食べ残しの持ち帰りに関し、**衛生面に関する一定の注意事項を説明することが有効**  
食品衛生の観点からは、持ち帰りに適する食品は十分に加熱されていること等をもとに事業者が判断すること、清潔な容器等を提供することなどを提示
- 利用規約の整備**  
円滑な持ち帰りの実施のため、事業者・消費者双方の合意の内容を明確化するとともに、消費者におけるリスクの把握等や事業者における法的リスク等の予見可能性を高めるために有効  
→ガイドラインにおいて**利用規約のひな型**を例示

#### 5. 消費者に求められる行動

- 食べ残し持ち帰りの理解促進**  
食べ残しの持ち帰りに行う場合には、食中毒リスク等に対する十分な理解の上、**持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理の責任は基本的に消費者にあること**を十分に認識し、飲食店等からの事前説明事項を適切に遵守することが求められる。  
食品衛生の観点からは、温度が高いところに放置しないこと、速やかに喫食すること、異臭等を感じた場合は喫食しないことなどを提示
- 事業者の取組に対する積極的な評価**  
**食べ残し持ち帰りサービスを提供する飲食店等の取組を消費者行動により評価**していくことが求められる。

【食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案のポイント】

[https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokusan/recycle/R4\\_1/attach/pdf/syokuri\\_241216-4.pdf](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokusan/recycle/R4_1/attach/pdf/syokuri_241216-4.pdf)

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日閣議決定）】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_250325\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250325_01.pdf)

【食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日）】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/conference/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_231222\\_010.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_231222_010.pdf)

【「食品寄附等に関する官民協議会」開催要領】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/conference/assets/conference\\_240904\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/conference_240904_0001.pdf)

【食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～(令和6年12月25日)】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/conference/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_241225\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_01.pdf)

【食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～(概要)】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_250120\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250120_01.pdf)

【「食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いに関するガイドライン検討会」開催要領】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/meeting\\_materials/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_241024\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/meeting_materials/assets/consumer_education_cms201_241024_02.pdf)

【食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～（令和6年12月25日）】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/conference/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_241225\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_02.pdf)

【食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～（概要）】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_250120\\_03.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250120_03.pdf)